

## ラグビーワールドカップ大分開催協議会設置運営要領

### (設置)

第1条 2019年にラグビーワールドカップ日本大会が開催されることから、イングランド大会視察結果を踏まえ、大分開催に向けた政策提言について会派間の協議、調整を行うため、ラグビーワールドカップ大分開催協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、県議会内の各会派から推薦された委員をもって構成する。  
2 前項の委員の定数は10人とし、各会派ごとの内訳は、自由民主党3人、県民クラブ2人、公明党1人、自由民主党〔党籍なし〕1人、日本共産党1人、おおいた維新の会1人、無所属1人とする。  
3 必要に応じて、委員以外の議員の参加も認めるものとする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から平成29年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。  
2 会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。  
3 会長は、協議会の会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が座長となる。  
2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 協議会は、その決定で非公開とすることができる。  
4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (開催場所)

第6条 協議会は、議事堂において開催するものとする。

### (記録)

第7条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。  
2 前項の記録は、議長が保管する。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

注：〔 〕書きは識別のための表記